

医療安全支援センター設置状況(平成29年12月1日現在)

1.都道府県

都道府県名	都道府県センターの設置	二次医療圏センター数
1 北海道	○	26
2 青森県	○	6
3 岩手県	○	9
4 宮城県	○	9
5 秋田県	○	●
6 山形県	○	●
7 福島県	○	6
8 茨城県	○	●
9 栃木県	○	5
10 群馬県	○	●
11 埼玉県	○	13
12 千葉県	○	15
13 東京都	○	5
14 神奈川県	○	●
15 新潟県	○	12
16 富山県	○	4
17 石川県	○	4
18 福井県	○	6
19 山梨県	○	5
20 長野県	○	10
21 岐阜県	○	7
22 静岡県	○	7
23 愛知県	○	●
24 三重県	○	●
25 滋賀県	○	6
26 京都府	○	7
27 大阪府	○	12
28 兵庫県	○	●
29 奈良県	○	4
30 和歌山県	○	8
31 鳥取県	○	3
32 島根県	○	7
33 岡山県	○	5
34 広島県	○	●
35 山口県	○	7
36 徳島県	○	5
37 香川県	○	4
38 愛媛県	○	6
39 高知県	○	5
40 福岡県	○	●
41 佐賀県	○	5
42 長崎県	○	8
43 熊本県	○	10
44 大分県	○	6
45 宮崎県	○	7
46 鹿児島県	○	7
47 沖縄県	○	●
計	47	271

注1:二次医療圏センターについては、相談窓口のみ設置している箇所もカウントしている。

注2:都道府県センター、保健所設置市区センターは二次医療圏センターには含まない。

注3:●は未設置を意味している。

2.保健所設置市区

(1)指定都市

指定都市名	設置済	未設置	備考
1 札幌	○		
2 仙台	○		
3 さいたま	○		
4 千葉	○		
5 横浜	○		
6 川崎	○		
7 相模原	○		
8 新潟	○		
9 静岡	○		
10 浜松	○		
11 名古屋	○		
12 京都	○		
13 大阪	○		
14 堺	○		
15 神戸	○		
16 岡山	○		
17 広島	○		
18 福岡	○		
19 北九州	○		
20 熊本	○		
計	20	0	

(2)中核市

中核市名	設置済	未設置	備考
1 函館	○		
2 旭川	○		
3 青森	○		
4 八戸		●	
5 盛岡	○		
6 秋田	○		
7 郡山	○		
8 いわき	○		
9 宇都宮	○		
10 前橋		●	
11 高崎		●	
12 川越	○		
13 越谷	○		
14 船橋	○		
15 柏	○		
16 八王子	○		
17 横須賀	○		
18 富山	○		
19 金沢	○		
20 長野	○		
21 岐阜	○		
22 豊橋	○		
23 豊田	○		
24 岡崎	○		
25 大津	○		
26 高槻	○		
27 東大阪	○		
28 豊中	○		
29 枚方		●	
30 姫路	○		
31 西宮	○		
32 尼崎	○		
33 奈良	○		
34 和歌山		●	
35 倉敷	○		
36 福山	○		
37 呉	○		
38 下関	○		
39 高松	○		
40 松山	○		
41 高知	○		
42 久留米	○		
43 長崎	○		
44 佐世保	○		
45 大分	○		
46 宮崎	○		
47 鹿児島	○		
48 那覇		●	
計	42	6	

(3)保健所政令市

政令市名	設置済	未設置	備考
1 小樽		●	
2 町田	○		
3 藤沢	○		
4 茅ヶ崎		●	
5 四日市		●	
6 大牟田		●	
計	2	4	

(4)特別区

特別区名	設置済	未設置	備考
1 練馬区		●	
2 板橋区		●	
3 北区		●	
4 足立区		●	
5 豊島区		●	
6 文京区		●	
7 荒川区		●	
8 墨田区		●	
9 葛飾区		●	
10 中野区		●	
11 新宿区		●	
12 千代田区		●	
13 台東区		●	
14 江東区		●	
15 江戸川区		●	
16 杉並区	○		
17 渋谷区		●	
18 港区		●	
19 中央区		●	
20 世田谷区		●	
21 目黒区		●	
22 品川区		●	
23 大田区		●	
計	1	22	

<参考>

都道府県センター	47
保健所設置市区センター	65
二次医療圏センター	271
計	383

<H28.12.1からの変更点>
(保健所設置市区に関して)
H29.1.1 八戸市 中核市に移行
H29.4.1 茅ヶ崎市 保健所設置市区に移行